

令和2年第1回香南斎場組合議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和2年3月30日
- 2、招集の場所 香南斎場会議室
- 3、開 会 午後3時55分
- 4、出席議員 2番 岡本 司 3番 平山 耕三
4番 浜田 憲雄 5番 西川 潔
6番 今田 博明 7番 比与森 光俊
8番 小松 紀夫 9番 溝渕 孝
10番 北本 洋介
- 5、欠席議員 1番 田内 修二
- 6、地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名
組合長 清藤 真司 副組合長 法光院 晶一
会計管理者 井上 由美
- 7、職務のため議場に出席した者の職氏名
所長 宮田 稔久 副所長 宮崎 辰己
- 8、会議事件は次のとおりである。
会議録署名議員の指名
会期の決定
組合長諸般の報告
(承認第1号) 専決処分の承認を求めることについて
高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
(承認第2号) 専決処分の承認を求めることについて
高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
(承認第3号) 専決処分の承認を求めることについて
高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
(議案第1号) 香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例について
(議案第2号) 香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について
(議案第3号) 令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)について
(議案第4号) 令和2年度香南斎場組合一般会計予算について

9、議事経過

北本議長

本日、令和 2 年第 1 回香南斎場組合議会定例会を招集いたしました。

欠席議員は 1 番、田内議員です。

定足数に達しておりますので、只今より令和 2 年第 1 回香南斎場組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、事前に配布してある日程表のとおりです。以下、日程表に従いまして会議を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は会議規則第 3 1 条の規定により 3 番平山議員、4 番浜田議員をご指名致します。ご両名はご了承願います。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。従いまして会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3、組合長諸般の報告を行います。清藤組合長。

清藤組合長

本日、令和 2 年第 1 回香南斎場組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には年度末を控え、何かとご多用のところご出席を賜り、本会議が開会の運びとなりましたことを心よりお礼申し上げます。

さて、かねてより懸案の火葬炉を始めとする斎場施設の改修につきましては、去る 2 月 19 日に第 1 回斎場火葬炉更新等工事事業者選定委員会を開催いたしました。斎場改築委員の 6 名に加え、日本火葬技術管理士会会長三木求氏を招聘したメンバーで、業者選定プロポーザルの内容について議論を交わし、実施時期を 7 月とすることで計画を進めています。また待合棟トイレの洋式化につきましても、本年度をもって設計業務が完了し、

令和 2 年度に改修工事を実施する予定です。

次に、令和 2 年度より開始する会計年度任用職員制度につきまして、当組合では現在の嘱託職員 5 名の内、炉前作業員 4 名がフルタイム会計年度任用職員に、所長 1 名がパートタイム任期付職員に、それぞれ職種移行を予定しております。これに関連して、令和 2 年度の人件費予算の構成が前年度から大きく変動いたします。具体的な予算額と併せまして、この後事務局より説明申し上げます。

また、残骨灰の処理委託業務についてですが、令和 2 年度より、残骨灰中に混合する金属類の売却を実施いたします。売却に係る収入予想額は、令和 2 年度当初予算に計上しております。

本日提出いたしました議案は、

- ・高知縣市町村総合事務組合の構成団体数の減に伴う専決処分の承認案件 3 件。
- ・行政不服審査会を県に委託することに関する議案 2 件。
- ・令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 2 号）について。
- ・令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算についての 7 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、諸般の報告とさせていただきます。

北本議長

組合長諸般の報告が終わりました。

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について）」から日程第 6、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について）」までの 3 議案につきましては、高幡西部特別養護老人ホーム組合ならびに芸東衛生組合の 2 団体が高知縣市町村総合事務組合から脱退することにもなう専決処分の承認でありますので、一括議題として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは執行部の説明を求めます。宮崎副所長。

宮崎副所長

承認第1号から承認第3号につきましては、専決の案件でございます。説明させていただきます。

この件は、高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります芸東衛生組合と高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散すると。これに伴いまして、総合事務組合の団体の数の減少および規約の変更、それから合併に伴う財産処分のことです。

専決に至った理由ですが、この規約改正及び財産処分につきまして、総合事務組合が3月23日までに関係書類を提出してくださいという期限を切られておりまして、今日の議会に間に合わなかった。というわけで専決処分とさせていただきました。

議案文に戻りまして。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年3月30日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

2ページの専決処分を求めることについてです。中段の変更のところだけを読み上げたいと思います。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年4月1日から、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

変更する内容ですが、あとに参考資料として長いやつを入れております。ここに第1条関係、第2条関係、第3条関係と、変わるところが赤で振っておりますのでそこを参考に見ていただきたいと思います。

別表第1の一部事務組合の項中「芸東衛生組合」及び「高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「芸東衛生組合、」及び「、高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る。

別表第3の1の項中「、芸東衛生組合」及び「、高幡西部特別養護老人ホーム組合」を削る、と。

附則として、この規約は、令和2年4月1日から施行する、

となっております。

続いて承認の第 2 号と参ります。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

4 ページの専決処分書を見てください。

地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分については、四万十町に帰属させる。

続いて承認の第 3 号。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 2 年 3 月 30 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

6 ページ専決処分書の中段下。

地方自治法第 289 条の規定により、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う高知縣市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分については、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額を納付させる。

以上、承認第 1 号、第 2 号、第 3 号の説明をさせていただきました。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について）」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手全員であります。

よって、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について）」は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について）」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手全員であります。

よって、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について）」は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について）」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（各議員、挙手）

挙手全員であります。

よって、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について）」は原案のとおり承認されました。

日程第 7、議案第 1 号「香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例について」ならびに日程第 8、議案第 2 号「香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約の制定について」の 2 議案につきまして

は、同一の議題に基づくものでありますので一括議題として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、執行部の説明を求めます。宮崎副所長。

宮崎副所長

議案第 1 号の説明の前に、すみません、修正をお願いしたいです。中程の「平成 29 年第 1 号」のところ。「平成 29 年」を「平成 30 年」に修正をお願いします。

それでは先に議案第 1 号、第 2 号を読み上げます。

議案第 1 号。香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例について。

香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例を提出する。

令和 2 年 3 月 30 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例。

香南斎場組合行政不服審査会条例、平成 30 年条例第 1 号は、廃止する。

附則。

1、この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

2として「経過措置」。この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の香南斎場組合行政不服審査会条例の規定により設置された香南斎場組合行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間は、同条例の規定は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

続いて 8 ページの議案第 2 号。

議案第 2 号。行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約について。

香南斎場組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務は、次の規約により委託するものとする。

令和 2 年 3 月 30 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約。

第 1 条としまして「事務の委託」ですが、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、香南斎場組合は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の処理を高知県に委託する。

第 2 条としましては「管理及び執行の方法」といたしまして、

乙が前条の規定により委託を受けた事務の管理及び執行については、乙の当該委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定めによるものとする。

3条には、「経費の支弁の方法」といたしまして、委託事務の処理に要する経費は甲の負担とし、甲はこれを乙に交付するものとする。2、前項の経費の額及び交付の時期は、高知県知事と香南斎場組合長とが協議して定める。

その他の事務として、委託事務に適用される乙の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

附則。この規約は、令和2年8月1日から施行する。

規約の告示。甲はこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

みなさんの机の上に置かせてもらっていましたが資料、それが平成30年に設置、制定させていただいた香南斎場の行政不服審査会条例、これを廃止させていただきます。

1ページ開けていただいて、これは県から配られた資料を抜粋しましたが、この赤丸で囲まれた共同処理をする事務の範囲、ここの中に、高知県行政不服審査会とありますが、この部分を今回県へ委託するものであります。

この件は平成31年、去年の4月から事務の共同処理に関するワーキンググループ、高知県内の19市町村及び県庁で協議してきた結果、この行政不服審査違法第81条の第1項の機関の事務、共同処理をする事務の範囲を地方自治法第252条の14第1項の規定により、各市町村及び一部事務組合等から高知県への委託という形で共同処理をすることが現実的、効率的であるという答申が出ている。そのことを受けてですね、今回、審査会の部分を県へ委託すると。そのタイムスケジュールは8月1日から委託事務をスタートさせるということです。今回、それに合わせて条例整備をするものです。

以上です。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

よって、議案第1号「香南斎場組合行政不服審査会条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について」は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第2号「香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関する規約の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第3号「令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。宮田所長。

宮田所長

議案第3号。令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)について。

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和2年3月30日提出、香南斎場組合組合長、清藤真司。

予算書を1枚お開けください。

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)。

令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,420万円とす

る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年3月30日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

まず、第2表。繰越明許費の説明を行います。3ページをお願いいたします。

第2表「繰越明許費」2款「総務費」1項「総務管理費」事業名「火葬炉改修コンサル業務」。金額212万9千円。これは火葬炉改修コンサル業務の整備内容を最終決定するに当たり、追加調査並びに追加調査の解析に不測の日時を要した結果、契約期間に業務完了が出来なくなったため、業務完了期間を延長するものでございます。予定では完了期間は令和2年9月30日としております。

次に、補正の説明は、歳入歳出予算事項別明細書で行いますので、6ページをお願いいたします。

「歳入」の2款1項1目1節の「火葬手数料」の100万円の増額は、2月末実績による件数増加に伴う増額でございます。

7ページ「歳出」をお願いします。

2款1項1目7節「賃金」82万6千円減額は、臨時職員雇用実績による減額です。

25節「積立金」財政調整基金積立金100万円増額は、歳入の火葬手数料100万円増額分を積み立てるものでございます。

8ページ。予備費は82万6千円増額の計上です。

以上で、令和元年度 香南斎場組合一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号「令和元年度香南斎場組合一般会計補正予算（第 2 号）について」は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 4 号「令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算について」を議題と致します。

執行部の説明を求めます。宮田所長。

宮田所長

議案第 4 号、令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算について。

令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 30 日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算書を 1 枚お開けください。

「令和 2 年度 香南斎場組合一般会計予算」。

令和 2 年度香南斎場組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

「歳入歳出予算」。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,890 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

「債務負担行為」。

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

「歳出予算の流用」。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金にかかる共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月30日提出。香南斎場組合組合長、清藤真司。

第1表の歳入歳出予算説明の前に、第2表債務負担行為の説明をいたします。

3ページをお願いします。

火葬炉等更新工事を3年間契約で行う予定でございます。本年度予算800万円の工事費計上のほか、令和3年度から4年度の期間の3億800万円を債務負担行為として計上しています。また、工事に伴う設計施工監理業務を、本年度予算146万3千円計上し、令和3年度から4年度の期間の458万7千円を債務負担行為として計上しています。

続きまして、歳入歳出予算の説明を行います。

歳入歳出予算事項別明細書で行いたいと思います。

6ページをお願いします。

「歳入」。

1款1項1目の「組合市町村負担金」は、前年度より500万円減額の6,500万円を計上しております。減額の主な要因は、歳入において火葬手数料190万円の増額計上、残骨灰混合物売却収入200万円が新規収入として計上されたことにより負担金収入を減額といたしました。なお、27ページに市村別負担金一覧表がございます。

7ページをお願いします。

2款1項1目1節の「火葬手数料」は、組合内50件増を見込み、また組合外は火葬手数料を6万円から7万円に改正したことにより、前年度より190万円増額の3,630万円を計上しています。

2節の「和室清掃料」は258万円を計上。

2款2項1目1節「通夜式場使用料」は、前年度実績見込みにより40件の120万円を計上しています。

2節「告別式式場使用料」は、前年度実績見込みにより45件の135万円を計上しています。

3節の「霊安室使用料」は、16万円計上。

4節の「和室使用料」は、198万円計上。

5節の「喫茶使用料」は前年度と同額で、96万円の計上です。

3款1項1目1節の「利子および配当金」は財政調整基金利子8万5千円、施設等整備基金利子105万1千円を計上しています。

2目1節「財産貸付収入」は、前年度と同額で「電柱敷地料」1万8千円を計上しています。

4款1項1目1節「前年度繰越金」は、枠取りで1千円を計上いたしました。

5款1項1目1節「雑入」2千円はピンク電話利用料等を計上、及び本年度より開始いたします残骨灰混合物売却収入万円を計上しています。

6款1項1目1節「財政調整基金繰入金」は122万5千円を計上、2節「施設等整備基金繰入金」は、歳出のトイレ改修工事及び管理委託料として1,552万5千円、火葬炉更新等工事及び管理委託料として946万3千円に充当する特定財源として2,498万8千円を計上いたしました。

続きまして「歳出」の説明をさせていただきます。12ページをお願いします。歳出につきましては、主要な変更点を説明させていただきます。

1款の「議会費」は、22万3千円を計上しています。

2款1項1目「一般管理費」1節の「報酬」から4節「共済費」までは職員等の人件費を計上しています。前年度比較では1節「報酬」296万2千円減額の、34万3千円を計上しています。減額の主な要因は、会計年度任用職員制度により、嘱託の事務職員（所長）の給与が1節の報酬から4節の給料に移行したため303万8千円皆減額となっています。また、新規に火葬炉業者選定委員報酬の7万円を計上しています。

2節「給料」は前年度比較で1,374万円増額の2,459万4千円を計上しています。増額の主な要因は、先ほど申し上げた会計年度任用職員制度で2款1項1目の一般管理費の報酬から任期付職員給与として263万7千円移行し皆増額、2款1項2目の火葬場費の報酬から炉前作業員4名分の給与1,093万2千円移行し皆増額となりました。

3節「職員手当等」544万7千円増額の1,300万円を計上しています。増額の主な要因は、会計年度任用職員制度により、前年まで無かった会計年度任用職員の期末手当154万円皆増額、任期付職員の期末手当、勤勉手当を63万5千円皆増額、会計年

度任用職員の退職手当組合負担金が 207 万 7 千円皆増額となっています。

8 節「旅費」は前年度比較で 31 万円増額の 32 万 2 千円 を計上しています。増額の主な要因は、斎場火葬炉更新等工事事業者選定委員会 2 回開催の旅費 11 万 6 千円皆増額、残骨牌処理委託検査に係る旅費 19 万 9 千円皆増額、計上となっています。

10 節「需用費」は前年度比較で 78 万 1 千円増額の 304 万 3 千円を計上しています。増額の主な要因は、職員の制服代 28 万円増額及び例規集の追録印刷代 54 万円皆増額となっています。

12 節の「委託料」は、前年度比較で 277 万 6 千円減額の 1,506 万 7 千円を計上しています。減額の主な要因は、トイレ改修工事の設計管理委託業務 126 万 3 千円減額、及び会計年度任用職員がパートタイムからフルタイムに変更に伴い植栽管理の一部を受け持つことにより植栽管理料を 112 万 2 千円減額計上しています。

14 節「工事請負費」は皆増額の 1,610 万 4 千円を計上しています。和式から洋式トイレに 13 基の変更のトイレ改修工事で 1,502 万 6 千円計上、監視カメラ 4 台増設、及び現場事務所にモニターテレビ増設 1 台増設の放送・モニター整備改修工事 107 万 8 千円を計上しています。

17 節「備品購入費」は 228 万 6 千円減額で、前年度に電話機 16 台購入費、パソコン 3 台、事務用カラープリンタ 1 台の購入を計上していましたが本年度は枠取りの 1 千円を計上しています。

24 節「積立金」は、基金利息 113 万 8 千円を計上しています。

続きまして、2 目の「火葬場費」について説明させていただきます。

前年度あった炉前嘱託職員 4 名の人件費 1,226 万 2 千円の 1 節「報酬」は、先程も説明いたしました会計年度任用職員制度に伴って 2 款 1 項 2 目「火葬場費」1 節の報酬から、2 款 1 項 1 目「一般管理費」2 節の給料に変更となり、皆減額となりました。

12 節「委託料」は、前年度比較で 380 万 4 千円減額の 1,627 万 8 千円となっております。減額の主な要因は、火葬炉改修コンサル業務料が前年度は斎場整備基本計画業務料 504 万 4 千円

を計上していましたが、本年度は火葬炉更新工事設計施工管理料の令和2年度分の146万3千円を計上しているため、358万1千円減額となりました。

14節「工事請負費」は、前年度比較で138万3千円増額の2,164万円を計上しています。増額の主な要因は、火葬炉設備補修工事で、毎年行っている火葬炉点検を基に補修工事費を計上していますが、前年度比較で616万円減額の、1,364万円を計上しております。また、令和2年度から4年度までの予定の火葬炉等更新工事の令和2年度分800万円を計上しています。

5款「予備費」は、93万円の計上となっております。

なお、この予算書におきまして、19ページからは給与費明細書、26ページには地方債に関する調書、27ページにはいちばん最初にも読みましたが斎場組合の負担金一覧表を添付しております。

以上で、令和2年度香南斎場組合一般会計予算の説明を終わります。

北本議長

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡本議員

議長。

北本議長

岡本君。

岡本議員

10ページの諸収入の残骨灰の部分ですが、説明とかそういうものはもう個人にはやらないということですか。

宮田所長

個人にはもう説明しないままやっぺいこうと思います。残骨灰と言いましても、骨の灰を売るのではなくて、灰に含まれている必要な部分を摘出してそれを売るということで、灰についてはそのまま供養するような形で行いますので、このままやっぺいきたいと考えております。

岡本議員

分かりました。

小松議員

その関連で。

北本議長 はい。小松議員。

小松議員 200万を計上されておりますけれども、その額の根拠ってなんですか。教えていただければ。

北本議長 宮田所長。

宮田所長 これは、一応は見積もりを取りました。
ただ、どれだけのもが出てくるか分かりませんので、見積もりを基に1人約3キロ…中にはウチの寒水石という石なんかも一緒に入っておりますので、1人3キロで1600人。約ですが5トンと見積もりまして、1トン40万円という見積もりが来ております。40万円掛ける5トンということで200万円という予算を上げさせていただいております。

北本議長 はい、西川議員。

西川議員 この混合物を売却することですけれども、今までも、売っていただけですか。来年からこういうふうにしていくってことは、今までやっていなかった部分と、来年からやり始めるというところ、ということでしょうか。

北本議長 宮田所長。

宮田所長 以前は残骨灰を30万とかいうようなお金で処分をしてもらってました。その後、入札をしますと「0円でウチはやりますよ」というような状況になってまいりました。中身をよくよく調査してみますと、0円で持って行って混合物を、レアメタルを取って、それで儲けているという状況が判明しました。

これは非常にもったいないことだということで、そのレアメタルの部分はこちらの方に戴いて、ちゃんと残骨灰の処理についてはお金を払います。レアメタルの分はウチのほうでお金を戴きますというふうなことに、今年からしております。

今までは、この金額については業者が、言葉は悪いかもわかりませんが「懐にしていた」といったところで。その分をちょ

つとでもこちらの方に返していただいたらですね、皆様方から戴いている各市村の負担金の方も少なくなっていますね、亡くなった方にも生きてくるんじゃないかと、皆さんのお役にも立てるんじゃないかというようなことで、今回このような形に予算を上げさせていただいております。

北本議長 はい、西川議員。

西川議員 今まで処分していただいていた業者と同じく、業者でやられて、レアメタルなりの量は業者からの申告に基づいて収入としていくわけですか。

北本議長 宮田所長。

宮田所長 こればかりはなかなか私どもも調査の仕様がございませんので、業者の申告で収入としていきたいと思えます。

ただ、そこで分離してちゃんと遺灰のほうを供養しているかどうかという点が非常に心配されますので、今回はその現場の方に調査というか検査というか、そういう予定を取ってですね、職員が行こうかというように考えています。

北本議長 ほかに質疑はありませんか。

小松議員。

小松議員 1点、8ページの財産収入ですけれども、1.利子及び配当金の施設等整備基金の利子が105万1千円となっているんですけれども、これって金額で預金していると思うんですけれども預金額と利率って分かりますか。

北本議長 宮田所長。

宮田所長 約ですが施設等整備基金は4億ございます。利率が0.26パーセントでやっております。すみません、かつちりとした数字は今手元にはないんですが、財政調整基金のほうも同じ利率ではございますが、3千万弱だと思います。

北本議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(各議員、挙手)

挙手 「全員」であります。

よって、議案第 4 号「令和 2 年度香南齋場組合一般会計予算
について」は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 2 年第 1 回香南齋場組合議会、定例会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 5 0 分)